

厚生委員会議案説明資料

令和2年7月1日

件名		頁
1 第76号議案	足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例	2
2 第93号議案	足立区障がい福祉センターあり方検討委員会設置条例を廃止 する条例	6

(福祉部)

第 7 6 号議案説明資料

令和 2 年 7 月 1 日

件 名	足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	福祉部親子支援課
内 容	<p>1 改正理由 子ども医療費助成に係る助成対象者について運用で実施していた助成対象者を明確化する必要があるため、足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容 (1) 「子どもを養育している者」の定義に、「規則で定める者」を追加する。 (適用例 未成年後見人)</p> <p>(2) 子どもを監護している者同士が別居している場合、「子どもを養育している者」は、子どもと同居している者とする規定を追加する。 (適用例 父母が離婚前提で別居し、一方が子と同居している場合)</p> <p>(3) 医療費助成の対象者に、「規則で定める者」を追加する。 (適用例 子が入寮制の学校に越境入学している場合)</p> <p>3 新旧対照表 別紙 1 のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
問 題 点 今後の方針	関係する条例施行規則について、必要な規定整備を行う。

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 省略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p><u>(3) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの</u></p> <p>3 前項第1号又は第3号の場合において、<u>父及び母がともに</u>当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、<u>当該父又は母のうちいずれか</u>当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>4 この条例にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p>	<p>第1条 省略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める者</u></p> <p>3 前項第1号又は第3号の場合において、<u>父及び母並びに同項第3号に掲げる者のうちいずれか2以上の者が</u>当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、<u>当該父若しくは母又は同号に掲げる者のうち最も</u>当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、第2項第1号又は第3号に掲げる者のうちいずれか1の者が当該子どもと同居している場合(当該いずれか1の者が当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の同項第1号又は第3号に掲げる者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該子どもは、当該いずれか1の者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</u></p> <p>5 この条例にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、足立区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する子どもを養育している者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもを養育している者は、対象者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所している者</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親に委託されている者</p> <p>第4条～第11条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。ただし、施行の日において助成の対象者とすべき者は、同日にその要件に該当することを条件として、この条例及び規則で定めるところにより同年7月1日から対象者の認定手続をすることができる。</p> <p>2 平成5年10月1日から同年12月31日までの間に行われた医療の給付については、第7条第1項中「当該病院等」とあるのは、「対象者」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>付 則（平成12年12月22日条例第114号） この条例は、平成13年1月6日から施行する。</p> <p>付 則（平成14年9月30日条例第36号） この条例は、平成14年10月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成14年12月20日条例第50号） この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成15年12月17日条例第49号） この条例は、平成16年4月1日から施行する。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、足立区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する子どもを養育している者<u>その他規則で定める者</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもを養育している者は、対象者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所している者</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親に委託されている者</p> <p>第4条～第11条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。ただし、施行の日において助成の対象者とすべき者は、同日にその要件に該当することを条件として、この条例及び規則で定めるところにより同年7月1日から対象者の認定手続をすることができる。</p> <p>2 平成5年10月1日から同年12月31日までの間に行われた医療の給付については、第7条第1項中「当該病院等」とあるのは、「対象者」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>付 則（平成12年12月22日条例第114号） この条例は、平成13年1月6日から施行する。</p> <p>付 則（平成14年9月30日条例第36号） この条例は、平成14年10月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成14年12月20日条例第50号） この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成15年12月17日条例第49号） この条例は、平成16年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p>付 則（平成17年6月20日条例第28号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年10月24日条例第69号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成19年3月16日条例第19号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成19年7月11日条例第44号） この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成21年3月25日条例第20号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成24年10月25日条例第41号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成26年3月28日条例第21号）</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の足立区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p> <p>付 則（平成29年3月29日条例第13号） この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成17年6月20日条例第28号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年10月24日条例第69号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成19年3月16日条例第19号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成19年7月11日条例第44号） この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成21年3月25日条例第20号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成24年10月25日条例第41号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成26年3月28日条例第21号）</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の足立区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p> <p>付 則（平成29年3月29日条例第13号） この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第 9 3 号議案説明資料

令和 2 年 7 月 1 日

件 名	足立区障がい福祉センターあり方検討委員会設置条例を廃止する条例
所管部課名	福祉部障がい福祉推進室障がい福祉課
内 容	<p>1 廃止理由 本条例は、平成 3 0 年 6 月に発生した区職員による障がい者虐待事案に関する検証と再発防止を検討する委員会を設置するために制定したものである。 再発防止に向けた取り組みの検証を令和 2 年 3 月末に実施し、改善評価を得たことをもって、委員会の役割を終えたことから、本条例を廃止するものである。</p> <p>2 廃止する条例 足立区障がい福祉センターあり方検討委員会設置条例</p> <p>3 廃止年月日 公布の日をもって廃止する。</p>
今後の方針	<p>障がい福祉センターあり方検討委員会答申及び改善検証・評価会の意見を真摯に受け止め、組織的課題の解決と障がい者虐待の再発防止に取り組む。また、第三者も参加する評価会議等のチェック体制を継続し、より良い支援の実践を重ねていく。</p>